

社会福祉事業従事者の待遇改善を求める意見書

少子高齢化の急速な進行や世帯構成の変化等に伴い、福祉・介護サービスへの国民ニーズが高まっています。この国民ニーズに的確に対応していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の確保や定着、育成支援などが必要です。

しかし、社会福祉事業従事者の現状をみると、高い志をもって福祉や介護の仕事を選んできたにも関わらず、低い給与水準や厳しい労働環境などの理由から、離職してしまう例が多く、安定的な人材確保が困難な状況となっています。

このような状況を打破し、安定的な福祉・介護サービスを確保していくためには、社会福祉事業従事者のキャリアや能力を十分に考慮し、他の分野の給与水準を踏まえた適切な給与体系を図るとともに、福祉施設の職員配置のあり方に係る基準を検討し、労働関係法規の遵守のための指導・監督や研修の充実など、必要な措置を講じていくことが求められています。

国においては、平成19年8月28日付で「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を策定していますが、この指針に基づき、質の高い福祉人材確保や育成を実現できるよう、適切な対策を講じていく必要があります。

千代田区議会では、国に対し、高齢者に安心した福祉・介護サービスを安定的に提供できるとともに、社会福祉事業従事者が誇りと自信を持ち、安心して業務に従事できるよう、抜本的な給与・労働条件の向上、職員の配置基準の改善及び、施設の充実などを図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年10月15日

千代田区議会議長

高山はじめ

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

厚生労働大臣